

第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画

子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう

令和2年度～令和6年度



「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育事業や地域の子育て支援事業を総合的に推進するため、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とした「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、『子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう』を基本理念に掲げ、保育園・幼稚園・幼児園及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、提供体制の確保に取り組んできました。

第1期計画の計画期間が終期を迎えることから、令和2年度を始期とする「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き子育て支援に関するニーズに応じた提供体制の確保に取り組めます。

計画策定の視点

子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子どもたちが社会の一員として尊重され、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生み育てることができるよう、親としての成長を支援します。

社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子育てを社会全体で取り組むことができるよう、家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

施策の体系



基本理念

子ども・家庭・地域
ともに育つまち
りっとう

基本目標1
安心して子どもを生
み育てられる施策の
推進



1 母子の健康保持と健やかな成長の支援

①母子保健事業の実施

2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援

①子育てのネットワークづくり
②子育ての相談・支援体制の充実

3 仕事と家庭の両立の推進

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
②男女共同参画による子育ての推進

基本目標2
子どもの健やかな育ち
を支える環境づくり



1 就学前の教育・保育の総合的な提供

①保育サービスの充実
②就学前教育の充実
③幼児教育・保育と小学校との連携・接続

2 児童の放課後の過ごし方への支援

①放課後児童の健全育成の充実

3 地域における多様な子育て支援の充実

①子育て支援サービスの充実

4 子育て家庭への経済的負担の軽減

①保育料の無償化及び手当の支給や医療費の助成

基本目標3
すべての子どもの人権
を尊重するまちづくり

1 子どもの権利を守る取り組みの推進

①子どもの意見を反映したまちづくり

2 支援を必要とする児童と家庭を支える
取り組みの推進

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化
②障がいのある児童への支援
③さまざまな家庭や児童への支援

基本目標4
子どもの成長と親として
の成長を支え合う環境
づくり

1 家庭や地域の教育力の向上

①子どもの交流や体験活動の充実
②保護者の学びへの支援

重点取り組み事業



下記の事業について、市民ニーズ調査等により令和6年度までの「ニーズ量」を設定し、ニーズ量に対する提供体制の確保に向けて事業の実施および推進に取り組みます。

【表の見方】（平成30年度）実績（令和2年度・6年度）上段：量の見込み 下段：確保方策

幼児期の教育・保育	単位	平成30年度	令和2年度	令和6年度	確保方策の内容	
1号認定（3～5歳児・教育） ※幼稚園・幼児園の短時部	人／年	1,245	987 1,198	875 958	就学前児童の減少、幼稚園入園ニーズの減少傾向を踏まえ、施設の統合、認定こども園化など施設機能の見直しも含め取り組みます。	
2号認定（3～5歳児・保育） ※保育園・幼児園の中長時部	人／年	892	1,070 1,121	1,132 1,465	保育士の確保を図りながら実施します。待機児童が発生しているため、認可保育園等の整備を行います。	
3号認定（0歳児・保育） ※保育園・幼児園の中長時部・小規模保育・家庭的保育	人／年	80	125 133	161 184	保育士の確保を図りながら実施します。待機児童が発生しているため、認可保育園、地域型保育施設等の整備を行います。	
3号認定（1・2歳児・保育） ※保育園・幼児園の中長時部・小規模保育・家庭的保育	人／年	500	639 592	770 788		
地域子ども・子育て支援事業	単位	平成30年度	令和2年度	令和6年度	確保方策の内容	
延長保育事業	人／年	275	351 351	405 405	市内の法人立保育園・地域型保育施設で11時間の開所時間を延長して保育を実施します。（家庭的保育の家ふわりは、最長10時間）	
一時預かり事業 （幼稚園在園児を対象）	人日／年	11,339	12,193 12,193	11,903 11,903	市内の公立幼稚園・幼児園で降園時間後も引き続き、一時預かり（預かり保育）を実施します。	
一時預かり事業 （上記以外・シルバー人材センターの事業を含む）	人日／年	854	892 892	1,029 1,029	法人立保育園のほか、シルバー人材センターの「マロンばあばのおうち」にて一時預かりを実施します。	
放課後児童健全育成事業 （学童保育）	人／年	792	904 1,031	1,056 1,227	民設による学童保育所の設置や児童館等近隣施設の活用など必要な施設を整備するとともに、老朽化した施設の改修を進めます。	
新・放課後子ども総合プランに基づく学童保育所と放課後子ども教室の一体的または連携による取り組み					小学生が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の連携による事業の実施をめざします。	
地域子育て支援拠点事業	人日／年	49,484	56,604 56,604	57,828 57,828	乳幼児とその保護者が気軽に集える場の提供と子育て相談や情報提供を行います。	
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	人日／年	0	49 49	49 49	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設などで一時的に養育・保護します。	
病後児保育事業	人日／年	259	251 480	251 480	病気の回復期にある子どもを専用施設で一時的に預かり、安静を確保し保育します。	
妊婦に対する健康診査	人日／年	1,408	1,423	1,450	妊婦健康診査にかかる費用を助成します。	
乳児家庭全戸訪問事業	人／年	631	837	853	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問します。	
養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	人日／年	125	119	116	妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭や、不適切な養育状態にある家庭を保健師や家庭児童相談員が訪問します。	
利用者支援事業	母子保健型 その他	か所	2	1	1	母子保健や育児に関する相談支援や、保育園・幼稚園・幼児園・子育て支援事業の利用について関係機関が連携し、相談や適切な利用を支援します。
				1	1	
				1	1	
				1	1	

計画の推進体制

本計画の基本理念に掲げた「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」の実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。

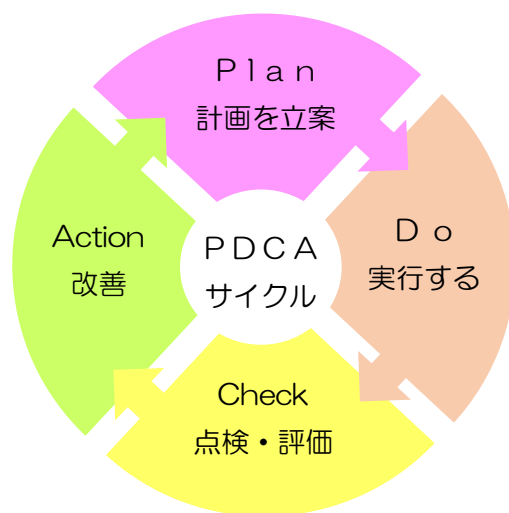
また、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

さらに、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

計画の進行管理

本計画については、PDCA サイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理を行います。施策の実施状況や計画全体の成果について、栗東市子ども・子育て会議において、毎年度点検や評価をします。

また、子どもの人口の推移や、教育・保育事業及び地域子育て支援事業のニーズに大きな変動がある場合は、必要に応じ、計画の一部見直しを行います。



子育て支援に関する情報について



◆栗東市子育て支援ガイド

- ◎栗東市内の子育てに関するさまざまな制度や情報を紹介しています。
- ◎乳幼児健診において配布しているほか、子育て応援課や幼児課の窓口にあります。
- ◎栗東市ホームページにも掲載しています。



◆関連ホームページ

栗東市ホームページ <http://www.city.ritto.lg.jp/>
子ども・子育て支援新制度のホームページ（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：栗東市 編集：栗東市 子ども・健康部 子育て応援課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL：077-551-0114 FAX：077-552-9320